

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人国際環境技術移転センター（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「役員」とは、この法人の理事及び監事をいう。
- (2)「常勤理事」とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とし、常時勤務する者をいう。
- (3)「非常勤役員」とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4)「使用人兼務理事」とは、常勤理事でこの法人の使用人を兼務する者をいう。
- (5)「報酬等」とは、報酬、期末手当その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益であり、その名称を問わない。ただし、費用を含まないものとする。
- (6)「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費交通費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等を含まないものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤理事及び監事に、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の受ける報酬等の種類は、報酬及び期末手当とする。
- 3 常勤理事及び監事に対する各年度の報酬等の総額は、次の金額の範囲内とする。

| | |
|--------|----------|
| 常勤理事合計 | 1, 400万円 |
| 監事合計 | 40万円 |
- 4 使用人兼務理事には原則として使用人給与は支払わない。
- 5 常勤理事の退職に当たっては、退職金は支給しない。

(費用)

第4条 この法人の常勤理事には通勤手当を支給することができるものとし、その額はこの法人の正職員の例による。ただし、常勤理事がこの法人の使用人を兼ねる場合は、使用人としての通勤手当は支給しない。

- 2 役員には、その職務遂行のために要する費用を支給することができる。
- 3 前項の規定により支給する費用のうち、旅費の額は「旅費規程」の例による。

(報酬等の額の決定)

第5条 この法人の常勤理事の報酬の月額、別表1の報酬月額表のとおりとし、各々の常勤理事の報酬額は、報酬月額表のうちから、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 常勤理事の期末手当の額は、報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額を加算した期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額とする。
- 3 この法人の監事の報酬の年額は、別表2のとおりとする。

(報酬等の支給)

第6条 この法人の常勤理事及び監事の報酬等は、本人の同意を得て、本人名義の預貯金口座へ振り込む。

- 2 この法人の常勤理事の月額報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 この法人の常勤理事の期末手当は、6月分は6月30日に、12月分は12月10日に支給する。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 4 この法人の監事の報酬は、10月及び3月に、年額の2分の1に相当する額を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月25日から施行する。

別表1 常勤理事報酬月額表

| 等級 | 報酬月額 |
|----|----------|
| 1号 | 442,400円 |
| 2号 | 391,200円 |
| 3号 | 358,000円 |
| 4号 | 316,200円 |
| 5号 | 290,700円 |

別表2 監事報酬年額表

| | |
|--------|----------|
| 監事報酬年額 | 200,000円 |
|--------|----------|